

お知らせ

当別ふれあいバスのルート変更とダイヤ改正について

当別町地域公共交通活性化協議会
(企画課企画係内・☎ 23 - 2393)

当別ふれあいバスでは、4月からダイヤを改正するとともに、次のとおりルートの変更とバス停の新設・変更・廃止を行います。

あいの里金沢線・ 西当別道の駅線／獅子内(路線図1)

スウェーデンガーデン内を通るルートへ変更し、バス停「スウェーデンガーデン」と「北1号」を設置します。また、ルート変更に伴い、バス停「獅子内会館」を廃止します。

あいの里金沢線／あいの里(路線図2)

医療機関があるエリアを通るルートへ変更し、バス停「あいの里東」を設置します。また、ルート変更に伴い、バス停「あいの里3条7丁目」を廃止し、バス停「あいの里4条8丁目」(当別方面行)の設置位置の変更をします。

路線図1



路線図2



出展：国土地理院（地理院地図）※地理院地図を加工して作成

広告

お知らせ

確定申告を受け付けています

日程・必要書類等
役場税務課税務係 (☎ 23 - 2332)
所得税の内容等
国税相談専用ダイヤル (☎ 0570 - 00 - 5901)

確定申告に関する詳細は、広報とうべつ
2月号のP12～P13に掲載しています。

令和5年分の確定申告および住民税申告の受付を行っています。申告される方は右記の受付日と会場をご確認のうえ、お越しください。都合の悪い方は、別日に申告することも可能です。

* 申告に必要な書類 (主なもの)

- ・源泉徴収票 (コピー不可)
- ・マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票 などいずれか1つ
- ・利用者識別番号をお持ちの方はその番号がわかるもの
- ・運転免許証などの本人確認書類
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの (本人名義)
- ・健康保険料および介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険料、地震保険料控除証明書
- ・医療費控除の明細書

| 受付日 | 行政区 | | 会場 | |
|-----|--------------|--------------|---------|----------------|
| | 9時30分～11時45分 | 13時～16時 | | |
| 3/1 | 金 | 太美南 | 太美東・太美西 | 西コミ |
| 4 | 月 | 金沢・蕨岱 | | 役場 大会 議室 |
| 5 | 火 | 栄町 | | |
| 6 | 水 | 北栄町 | | |
| 7 | 木 | 川下右岸・川下左岸・対雁 | | |
| 8 | 金 | 若葉・弥生 | | |
| 11 | 月 | 緑町 | | |
| 12 | 火 | 東町 | | |
| 13 | 水 | 幸町・旭町 | | |
| 14 | 木 | 末広・白樺町 | | |
| 15 | 金 | 元町・万代町 | | |

※3月1日の申告会場は、西当別コミュニティーセンターです。役場大会議室では申告できませんのでご注意ください。

* 混雑状況を確認できます

申告会場の混雑が想定されますので、混雑状況を町ホームページ(下記QRコード)の「新着」情報に掲載しています。来場の前にご確認いただき、時間に余裕を持ってお越しください。



広 告

自動車・軽自動車の住所変更等は3月末まで

税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

自動車税種別割

4月1日現在の登録に基づいて課税されます。引っ越しによる住所変更、自動車の売買、自動車を使用しなくなった時は北海道運輸局札幌運輸支局で手続きが必要です。

問 北海道運輸局札幌運輸支局 (☎ 050 - 5540 - 2001)

■ 住所変更の手続き

納税通知書を確実にお届けするために、住所変更の手続きを3月29日までに行ってください。手続きが間に合わない場合は、道税ホームページ(下記QRコード)の「自動車税種別割住所変更手続」から送付先の変更をお願いします。

問 札幌道税事務所自動車税部 (☎ 011 - 746 - 1190)

自動車税種別割
住所変更手続はこちら→



軽自動車税種別割

軽自動車税種別割は定置場がある市町村から4月1日現在の所有者に課税されます。廃車、住所変更、譲渡等の手続きは3月29日までに行ってください。

所有者が亡くなった場合も手続きが必要です。軽自動車税種別割は、月割課税ではありませんので、手続きを忘れると1年分の税金を納めることになります。

<手続きを行う機関>

○特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)
○原動機付自転車(125cc以下)
○小型特殊自動車(トラクタ、ホイールローダなど)
○ミニカー(三輪以上21cc~50cc)
※廃車手続きの場合、ナンバープレートを持参ください。
※札幌99から始まる車両番号の車両は役場での手続き後、北海道運輸局札幌運輸支局にて別途手続きが必要です。

申告 役場税務課税務係

○三輪及び四輪以上の軽自動車
(「札幌500(400)~」ナンバーなど)

申告 軽自動車検査協会札幌主管事務所(札幌市北区新川5条20丁目1番21号・☎050-3816-1763)

○二輪の軽自動車
(126cc~250cc、「1札幌(札)~」ナンバー)
○二輪の小型自動車(250cc超、「札幌~」ナンバー)

申告 北海道運輸局札幌運輸支局(札幌市東区北28条東1丁目・☎050-5540-2001)

広 告

広 告

広 告